

# 資料B

荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた取組について

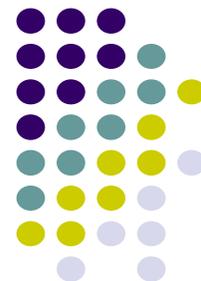
平成21年6月17日  
公正取引委員会  
取引部企業取引課

資料1 独占禁止法等の法体系

資料2 荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた取組  
について（平成21年4月15日公表）

資料3 独占禁止法改正法（優越的地位の濫用関係）概要

# 独占禁止法等の法体系



## 私的独占の禁止(第3条前段)

## 企業結合の規制(市場集中規制)(第4章)

< 企業結合ガイドライン > (平成16年)

## 不当な取引制限の禁止(第3条後段)

< 課徴金の減免(リーニエンシー) >

## 不公正な取引方法の禁止(第2条第9項)

< 共同ボイコット > < 排他条件付取引 > < 拘束条件付取引 > < 再販価格維持行為 >

< 優越的地位の濫用 > < 欺まんの顧客誘引 > < 不当廉売 > 等

.....下請代金支払遅延等防止法(いわゆる下請法)(昭和31年)

## 入札談合等関与行為防止法(いわゆる官製談合防止法)(平成14年)

< 入札談合等関与行為を排除 >

# 優越的地位の濫用に関する規制

## 独占禁止法 第2条第9項第5号(昭和22年)

「自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること」

## 一般指定 第14項(昭和57年)(注)

「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること」

- 1 継続して取引する相手方に対し、当該取引とは直接に関係のない物品等を購入させること
- 2 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭・労働力等を提供させること
- 3 相手方に不利益な取引条件を設定し、又は変更すること
- 4 1～3のほか、取引条件・実施について相手方に不利益を与えること
- 5 役員を選任について自己の指示に従わせること等

(注) 「不正な取引方法」は、公正取引委員会が指定することになっている(独占禁止法第2条第9項)。

## 特別法

- ・ 下請法(昭和31年)
  - ・ 親事業者の義務: 発注書面の交付, 支払期日の決定, 書類の作成・保存, 遅延利息の支払
  - ・ 親事業者の禁止事項: 受領拒否, 下請代金の支払遅延, 下請代金の減額, 返品, 買ったたき, 購入・利用強制  
報復措置, 有償支給原材料等の対価の早期決裁, 割引困難な手形の交付の禁止, 不当な  
経済上の利益の提供要請, 不当な給付内容の変更及び不要なやり直し
  - ・ 違反行為に対する措置: 原状回復その他必要な措置を採ることを勧告(公表)
  - ・ 違反行為に対する罰則: 書面交付義務違反, 書類等の作成・保存義務違反
- ・ 建設業法(昭和24年)  
建設業における下請取引関係の規定は、昭和46年の同法改正時に追加された。

## 特殊指定(注)

- ・ 物流特殊指定(平成16年)
  - ・ 大規模小売業告示(平成17年)
  - ・ 違反行為に対する措置: 排除措置命令, 警告
- (注) 特殊指定とは、公正取引委員会が独占禁止法第2条第9項に基づき特定業種における特定の行為について不正な取引方法として指定しているもの

## 荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた取組について

平成 21 年 4 月 15 日  
公正取引委員会

## 第 1 荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた取組

1 公正取引委員会は、荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づき、平成 16 年 3 月に「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（平成 16 年公正取引委員会告示第 1 号。以下「物流特殊指定」という。）を定め、その普及啓発を図るとともに、遵守状況を監視してきたところである。

公正取引委員会は、原油価格が高騰する一方、これに伴う価格転嫁が困難であった状況を踏まえ、荷主による独占禁止法（物流特殊指定）違反行為等に対する監視を強化するため、平成 20 年 2 月 20 日、荷主と物流事業者の取引における不当行為に対する調査を専門に行う「物流調査タスクフォース」を設置するとともに、独占禁止法（物流特殊指定）違反の疑いのある情報の提供を広く求めるための特別の調査として、物流事業者 28, 530 社に対する書面調査及び当該書面調査により得られた情報等に基づく調査を実施した。この結果、次の対応を採った。

(1) 公正取引委員会は、以下の 2 社に対し、それぞれ同法第 19 条（物流特殊指定第 1 項第 2 号に該当）の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとして、本日、後記第 2 のとおり警告を行った。

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	事業の概要
1	ユナイト株式会社	東京都中央区日本橋 人形町一丁目 14 番 8 号	代表取締役 篠原 孝	建設機械器具 賃貸業等
2	リリカラ株式会社	東京都新宿区西新宿 七丁目 5 番 20 号	代表取締役 山田 俊之	壁紙、カーテ ン等の卸売業

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03 - 3581 - 3373（直通）（第 1（1）(1)を除く。）関係）

公正取引委員会事務総局審査局管理企画課上席

電話 03 - 3581 - 3385（直通）（第 1 の 1（1）及び第 2 関係）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

(2) 公正取引委員会は、平成20年度において、独占禁止法（物流特殊指定）違反につながるおそれがある行為を行っていた荷主25社に対し注意を喚起した（別紙参照）。

2 公正取引委員会は、今後とも、荷主による独占禁止法（物流特殊指定）違反行為を監視することとしており、独占禁止法に違反する事実が認められた場合には厳正に対処することとしている。

## 第2 ユナイト株式会社及びリリカラ株式会社に対する警告の概要

1 公正取引委員会は、ユナイト株式会社及びリリカラ株式会社（以下「2社」という。）に対し、独占禁止法に基づいて審査を行ってきたところ、

(1) ユナイト株式会社が、同社の東京営業所及び横浜営業所において継続的に建設機械器具の運送を委託する事業者（以下(1)において「運送事業者」という。）との取引において、平成16年4月から平成20年12月までの間、「協力値引き」等と称して、運送事業者に支払うべき運送委託に係る代金の額から一定額を差し引くことにより、運送事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた運送委託に係る代金の額を減じていた疑いのある事実

(2) リリカラ株式会社が、同社の東京流通センターにおいて継続的に壁紙、カーテン等の運送を委託する事業者（以下(2)において「運送事業者」という。）との取引において、平成19年10月から同年12月までの間又は同年11月から平成20年1月までの間、自社の決算対策のために、運送事業者に支払うべき運送委託に係る代金の額から当該代金の20パーセント相当額を差し引くことにより、運送事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた運送委託に係る代金の額を減じていた疑いのある事実

が認められた。

2 2社の前記1の行為は、それぞれ独占禁止法第19条（物流特殊指定第1項第2号に該当）の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、2社に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

## 独占禁止法（物流特殊指定）違反につながるおそれがあった事例（平成20年度）

## (1) 支払遅延（第1項第1号）関係

荷主の業種	概要
総合工事業	A社は、物流事業者に対し、自己の経営が厳しいという理由から、運送料金の額の一部について、あらかじめ定めた支払期日を超えた日に支払っていた。

## (2) 減額（第1項第2号）関係

荷主の業種	概要
輸送機械器具製造業	B社は、物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、協力金と称する額を、あらかじめ定めた代金の額から差し引いていた。
パルプ・紙・紙加工品製造業	C社は、物流事業者に対し、単価の引き下げ合意が成立する前に既に発注していたものにまで新単価を遡及適用し、あらかじめ定めた代金の額から差し引いていた。

## (3) 買ったたき（第1項第3号）関係

荷主の業種	概要
食料品製造業	D社は、物流事業者に対し、値下げをするか、取引を停止するかの二者択一を迫り、十分な協議を行うことなく、運送委託料を定めていた。

## (4) 購入・利用強制（第1項第4号）関係

荷主の業種	概要
一般飲食店	E社は、取引に影響を及ぼすこととなる者が、物流事業者に対し、自己の指定する食料品の購入を要請していた。

(5) 割引困難な手形の交付（第1項第5号）関係

荷主の業種	概要
化学工業	F社は、物流事業者に対し、手形期間が120日を超える（124日から165日）手形を交付していた。

(6) 不当な経済上の利益の提供要請（第1項第6号）関係

荷主の業種	概要
一般飲食店	G社は、自社の主催するイベントを開催するに当たり、物流事業者に対し、協賛金の提供を要請した。

(7) 不当な給付内容の変更及びやり直し（第1項第7号）関係

荷主の業種	概要
設備工事業	設備工事に使用する資材の運送を物流事業者へ委託しているH社は、物流事業者に対し、自己の都合で工事が延期したにもかかわらず、資材の再運送をさせていた。

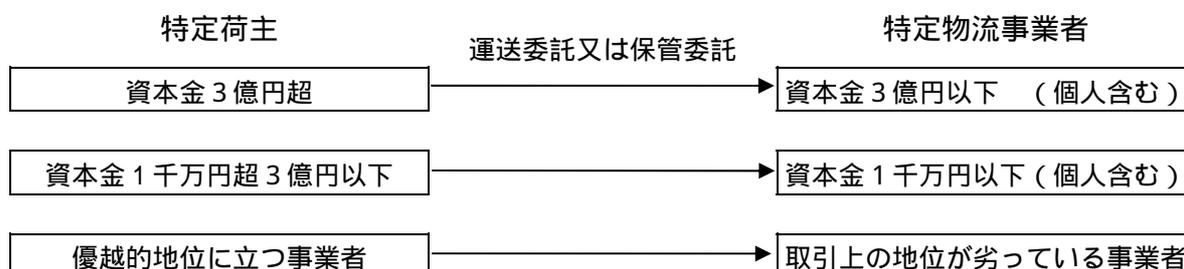
(8) 要求拒否に対する報復措置（第1項第8号）関係

荷主の業種	概要
一般機械器具製造業	I社は、物流事業者に対し、あらかじめ定めた代金の額を差し引くことを要請し、これを拒否したことを理由に取引を停止した。

（注）別紙に記載の事例は、荷主が、物流事業者に対し、「概要」欄記載の行為を行っていた疑いがあり、独占禁止法（物流特殊指定）違反につながるおそれがあったものである。

## 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法」 (物流特殊指定)の概要

### 1 対象となる取引



物流子会社(親会社の議決権が過半数)を通じて運送委託又は保管委託する場合には、物流子会社が特定荷主とみなされる(この場合の資本金額は、親会社の資本金額で判断される。)

### 2 禁止行為類型

#### 支払遅延

⇒ 特定物流事業者に責任がないのに、あらかじめ定められた支払期日までに代金を支払わないこと(第1項第1号)

#### 減額

⇒ 特定物流事業者に責任がないのに、あらかじめ定められた代金を減額すること(第1項第2号)

#### 買ったたき

⇒ 同種・類似の内容の運送又は保管の一般的な対価に比べ、著しく低い代金の額を一方的に定めること(第1項第3号)

#### 購入・利用強制

⇒ 正当な理由がないのに、指定する物品又は役務を強制して購入・利用させること(第1項第4号)

#### 割引困難な手形の交付

⇒ 代金を手形で支払う際に、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること(第1項第5号)

#### 不当な経済上の利益の提供要請

⇒ 自己のために、金銭、役務その他の経済上の利益を不当に提供させること(第1項第6号)

#### 不当な給付内容の変更及びやり直し

⇒ 特定物流事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直させること(第1項第7号)

#### 要求拒否に対する報復措置

⇒ 禁止行為の要求を拒否した特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること(第1項第8号)

#### 情報提供に対する報復措置

⇒ 禁止行為を公正取引委員会に通報した特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること(第2項)

## 行為類型別の警告又は注意件数

(単位：件)

行為類型	警告	注意
支払遅延（第1項第1号）	0	1
減額（第1項第2号）	2	1 1
買いたたき（第1項第3号）	0	1 0
購入・利用強制（第1項第4号）	0	4
割引困難な手形の交付（第1項第5号）	0	1
不当な経済上の利益の提供要請（第1項第6号）	0	4
不当な給付内容の変更及びやり直し（第1項第7号）	0	2
要求拒否に対する報復措置（第1項第8号）	0	2
情報提供に対する報復措置（第2項）	0	0
合計	2	3 5

- (注) 1 「警告」欄の数字は平成21年4月15日に警告を行った件数であり、「注意」欄の数字は平成20年度に注意を行った件数である。
- 2 1件の注意において複数の行為を問題としている場合があるため、行為の類型別の合計と本文中の注意件数の数値とは一致しない。

## 参照条文

### 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

#### 〔不公正な取引方法の禁止〕

**第十九条** 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

### 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（抄）

（平成十六年三月八日公正取引委員会告示第一号）

- 1 特定荷主が、特定物流事業者に対し運送委託又は保管委託をした場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
  - 一 （略）
  - 二 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること。
  - 三から八 （略）
- 2 （略）

#### 備考

- 1 この告示において「特定荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう（下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）第二条第四項に規定する役務提供委託に該当する場合を除く。）。
  - 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者であって、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの
  - 二及び三 （略）
- 2 この告示において「特定物流事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。
  - 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下（資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であって、前項第一号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの
  - 二及び三 （略）
- 3 （略）
- 4 この告示において「代金」とは、事業者が他の事業者に対し物品の運送又は保管を委託した場合に受託した事業者の運送又は保管に対し支払うべき運賃又は料金をいう。
- 5 （略）

## 独占禁止法の改正 (優越的地位の濫用関係)

### 1 独占禁止法の改正

平成 21 年 6 月 3 日，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律が可決・成立した。

この改正で，従来公正取引委員会が「不公正な取引方法」として告示で指定していた一部の行為類型が法定化され，法定化された「不公正な取引方法」については，新たに課徴金の対象となる。

「優越的地位の濫用」についても，新たに課徴金の対象となる。

#### < 改正独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号 >

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。）に対して，当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。）に対して，自己のために金銭，役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み，取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ，取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ，若しくはその額を減じ，その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し，若しくは変更し，又は取引を実施すること。

### 2 課徴金の算定率

違反行為に係る取引先との取引額 × 1 %

( 継続してするものに限る。 )

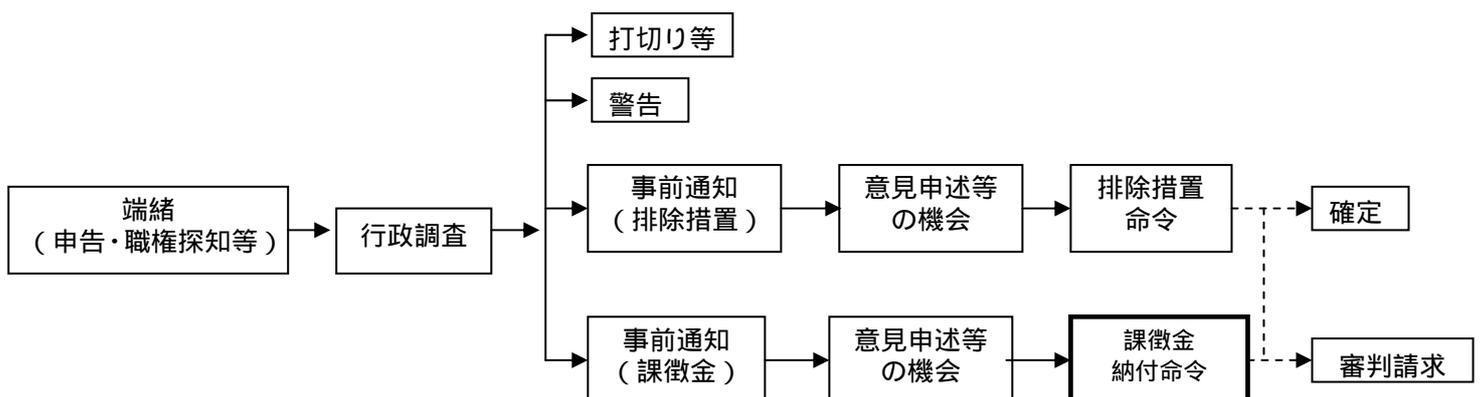
### 3 独占禁止法改正法の公布・施行日

公布日：平成 21 年 6 月 10 日

施行日：公布の日から起算して 1 年以内の政令で定める日（一部を除く。）

#### < 参考 >

違反事件処理の主な流れ（犯則調査を除く。）



# 独占禁止法改正法(骨子)

## 課徴金制度等の見直し

- (1) 課徴金の適用範囲の拡大
  - (ア) 排除型私的独占
  - (イ) 不当廉売, 差別対価, 共同の取引拒絶, 再販売価格の拘束(それぞれ同一の違反行為を繰り返した場合)
  - (ウ) 優越的地位の濫用
- (2) 主導的事業者に対する課徴金を割増し(5割増し)
- (3) 課徴金減免制度の拡充(最大5社, グループ申請可)
- (4) 事業を承継した一定の企業に対しても命令を可能に
- (5) 命令に係る除斥期間の延長(3年 5年)

課徴金算定率 ( )内は中小企業の場合

	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10%(4%)	3%(1.2%)	2%(1%)
支配型私的独占	10%	3%	2%

+ 改正法で追加

排除型私的独占	6%	2%	1%
不当廉売, 差別対価等	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

## 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ

(3年以下 5年以下)

## 企業結合規制の見直し

- (1) 株式取得の事前届出制の導入等
  - ・他の企業結合と同様に事前届出制とする
  - ・届出閾値を現行の3段階から2段階に簡素化
- (2) 届出基準の見直し等
  - ・株式取得, 合併等の届出基準を見直し
  - ・外国会社についても国内会社と同様の届出基準を適用
  - ・いわゆる叔父甥会社間の合併等同一企業結合集団内の企業再編について, 届出を免除

## その他所要の改正

- (1) 海外当局との情報交換に関する規定の導入
- (2) 利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の見直し
- (3) 差止訴訟における文書提出命令の特則の導入
- (4) 損害賠償請求訴訟における義務的求意見制度の見直し
- (5) 職員等の秘密保持義務違反に係る罰則の引上げ
- (6) 事業者団体届出制度の廃止

現行法



改正法